第1976回定例研究会報告要旨(2月8日)

中国の土地請負経営権の法的内容 と適用法理

河原 昌一郎

土地請負経営権は,中国の農業農村政策の基礎になっているものであり,土地請負経営権に関する十分な知識がなければ中国の農業経営,農村組織等に関する問題を的確に理解することは困難である。

このため,本研究会では,土地請負経営権について,土地請負制度の変遷過程の再整理 土地請負経営権の法的内容の明確化 土地請負経営権の適用法理の解明という課題に即して研究結果を報告した。

土地請負制度の変遷については,形成期(1978~1983年),第1期請負期(1984~1992年),第2期請負期(1993年~現在)に区分することができる。形成期は,土地請負経営権が全国的に普及する過程であるが,法的制度は全く確立していない。第1期請負期では請負期間が15年とされ,初歩的な法的規定もなされるが,まだ不十分なものである。第2期請負期で請負期間が30年と定められ,農村土地請負法の制定によって法的整備も一応の完成をみる。

土地請負経営権の法的内容ないし概念については、これまで必ずしも明確にされておらず、また現在でも法的な定義規定は置かれていない。ただし、現実の運用、法的規定を対したように単に請負土地を使用収益する権利ではなく、個人としての農村集団から「土地を請け負う権利」と請負契約の負方(農家)としての「土地の使用収益等を行う権利」の2つが含まれており、このうち個人としての「土地を請け負う権利」が本質的なものと考えられる。

中国農村の土地所有制度は,現在でも旧ソ連法を引き継いだ社会主義的土地所有制を基本的法理としていることから,土地請負経営権の内容についても社会主義的土地所有制の法理との調整が必要とされる。

請負契約締結に際しての前提となる土地分配については、平等原則が何よりも重視されており、請負契約締結の際に適用される法理は、契約自由の原則ではなく、特定の行政関係を処理するための公平の原則である。

請負契約には,農業税,負担金の納付等, 請負農家が負う国家,集団への義務が規定されるなど,請負契約の内容は,土地請負経営 権の権利の設定というよりも,農村土地に関 する行政事務の具体的な実施という要素がほ とんどを占めている。

また,農村土地請負法では,土地請負経営権の物権化を進めるため,土地請負経営権の譲渡には登記を対抗要件とする等の規定の整備がなされたが,土地管理体制の制約もあって譲渡は現実的には極めて少なく,物権としての法理が適用される場面は現状ではごく限定されたものである。

このように,中国の土地請負経営権は,通 説的見解では物権として理解されているが, 現実に適用されている法理は,主として社会 主義的土地所有制を基礎とした土地制度の行 政的な運営に関するものとなっている。

ただし、土地請負経営権は、今後とも農村での現実の運用の中でその内容を変化させていく可能性を有している権利である。また、土地請負契約については、行政機関(農村集団)による解除が行政不服審査の対象となっているなど訴訟手続き面でも特殊な取扱いがなされている。今後、土地請負経営権に関する裁判事例ないし法院の判断も徐々に明らかにされると考えられるので、それらも踏まえつつ、土地請負経営権の法的性格等のより的確な把握を行っていく必要があるものと考えている。